

森林組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第38号

森林組合法施行細則の一部を改正する規則

森林組合法施行細則（昭和53年岩手県規則第74号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(信託規程の設定、変更又は廃止の承認の申請)</p> <p>第2条 森林組合（県の区域を超える区域を地区とする森林組合を除く。以下同じ。）は、法第10条第1項の規定により信託規程の承認を申請しようとするときは、信託規程設定承認申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 森林組合は、法第10条第3項の規定により信託規程の変更の承認を申請しようとするときは、信託規程変更承認申請書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>3 森林組合は、法第10条第3項の規定により信託規程の廃止の承認を申請しようとするときは、信託規程廃止承認申請書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。ただし、合併により解散する森林組合が申請する場合には、第3号及び第4号の書類の添付を省略することができる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p>	<p>(信託規程の設定、変更又は廃止の承認の申請等)</p> <p>第2条 森林組合（県の区域を超える区域を地区とする森林組合を除く。以下同じ。）<u>及び森林組合連合会（県の区域又はその区域を超える区域を地区とする森林組合連合会を除く。第5条及び第29条を除き、以下同じ。）</u>は、法第10条第1項（<u>法第109条第1項において準用する場合を含む。</u>）の規定により信託規程の承認を申請しようとするときは、信託規程設定承認申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、<u>主たる事務所の所在地を所管する広域振興局長（第5条を除き、以下「所管する局長」という。）</u>に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 森林組合<u>及び森林組合連合会</u>は、法第10条第3項（<u>法第109条第1項において準用する場合を含む。</u>）の規定により信託規程の変更の承認を申請しようとするときは、信託規程変更承認申請書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>3 森林組合<u>及び森林組合連合会</u>は、法第10条第3項（<u>法第109条第1項において準用する場合を含む。</u>）の規定により信託規程の廃止の承認を申請しようとするときは、信託規程廃止承認申請書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。ただし、合併により解散する森林組合<u>又は森林組合連合会</u>が申請する場合には、第3号及び第4号の書類の添付を省略することができる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>4 森林組合<u>及び森林組合連合会</u>は、法第10条第4項（<u>法第109条第1項において準用する場合を含む。</u>）の規定により信託規程の変更の届出をしようとするときは、<u>信託規程変更届出書（様式第3号の2）</u>に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 変更に係る条文の新旧対照表</p> <p>(2) 変更理由書</p>

(共済規程の設定、変更又は廃止の承認の申請)

第3条 森林組合及び森林組合連合会(県の区域又はその区域を超える区域を地区とする森林組合連合会を除く。第29条を除き、以下同じ。)は、法第19条第1項(法第109条第1項において準用する場合を含む。)の規定により共済規程の承認を申請しようとするときは、共済規程設定承認申請書(様式第4号)に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

2・3 [略]

(林地処分事業実施規程の設定、変更又は廃止の承認の申請)

第4条 [略]

2・3 [略]

(分担金の徴収の認可の申請)

第5条 森林組合及び森林組合連合会は、法第25条第1項(法第109条第1項において準用する場合を含む。)の規定により分担金の徴収の認可を申請しようとするときは、分担金徴収認可申請書(様式第10号)に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(3) 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本

(共済規程の設定、変更又は廃止の承認の申請等)

第3条 森林組合及び森林組合連合会は、法第19条第1項(法第109条第1項において準用する場合を含む。)の規定により共済規程の承認を申請しようとするときは、共済規程設定承認申請書(様式第4号)に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

2・3 [略]

4 森林組合及び森林組合連合会は、法第19条第4項(法第109条第1項において準用する場合を含む。)の規定により共済規程の変更の届出をしようとするときは、共済規程変更届出書(様式第6号の2)に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

(1) 変更に係る条文の新旧対照表

(2) 変更理由書

(3) 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本

(林地処分事業実施規程の設定、変更又は廃止の承認の申請等)

第4条 [略]

2・3 [略]

4 森林組合及び森林組合連合会は、法第24条第4項(法第109条第1項において準用する場合を含む。)の規定により林地処分事業実施規程の変更の届出をしようとするときは、林地処分事業実施規程変更届出書(様式第9号の2)に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

(1) 変更に係る条文の新旧対照表

(2) 変更理由書

(3) 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本

(分担金の徴収の認可の申請)

第5条 森林組合及び森林組合連合会は、法第25条第1項(法第109条第1項において準用する場合を含む。)の規定により分担金の徴収の認可を申請しようとするときは、分担金徴収認可申請書(様式第10号)に、次に掲げる書類を添えて、開設し、改良し、又は復旧した林道の所在地を所管する広域振興局長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(森林経営規程の設定、変更又は廃止の承認の申請等)

第5条の2 森林組合及び森林組合連合会は、法第26条の3第1項（法第109条第1項において準用する場合を含む。）の規定により森林経営規程の承認を申請しようとするときは、森林経営規程設定承認申請書（様式第10号の2）に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

- （1）森林経営規程謄本
- （2）総会若しくは総代会又は創立総会の議事録の謄本又は抄本
- （3）定款抄本
- （4）森林経営長期事業計画の概要書
- （5）前年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書

2 森林組合及び森林組合連合会は、法第26条の3第3項（法第109条第1項において準用する場合を含む。）の規定により森林経営規程の変更の承認を申請しようとするときは、森林経営規程変更承認申請書（様式第10号の3）に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

- （1）変更に係る条文の新旧対照表
- （2）変更理由書
- （3）総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本
- （4）前年度の森林経営事業の実績及び申請時の自ら経営する森林の保有高を記載した書類
- （5）森林経営長期事業計画書

3 森林組合及び森林組合連合会は、法第26条の3第3項（法第109条第1項において準用する場合を含む。）の規定により森林経営規程の廃止の承認を申請しようとするときは、森林経営規程廃止承認申請書（様式第10号の4）に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。ただし、合併により解散する森林組合又は森林組合連合会が申請する場合には、第3号及び第4号の書類の添付を省略することができる。

- （1）廃止理由書
- （2）総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本
- （3）前年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書
- （4）最近の合計残高試算表
- （5）申請時の自ら経営する森林の保有高及びその処理計画を記載した書類

4 森林組合及び森林組合連合会は、法第26条の3第4項（法第109条第1項において準用する場合を含む。）の規定により森林経営規程の変更の届出をしようとするときは、森林経営規程変更届出書（様式第10号の5）に、次に掲げる書類を

(組合員の請求に関する届出)

第9条 森林組合、生産森林組合（県の区域を超える区域を地区とする生産森林組合を除く。以下同じ。）及び森林組合連合会（以下「組合」という。）は、組合員（准組合員を除く。）又は会員（准会員を除く。）から法第52条、第56条及び第59条第2項（法第100条第2項及び第109条第3項において準用する場合を含む。）又は第65条第5項（法第100条第2項において準用する場合を含む。）の規定により総会若しくは総代会の招集、役員の変更又は参事若しくは会計主任の解任の請求を受けたときは、遅滞なくその請求書の写し及び当該請求に対する措置方針を記載した書類を添えて、その旨を所管する局長に届け出なければならない。

（一時役員等の職務を行うべき者の選任及び役員選挙又は選任のための総会招集の請求）

第9条の2 森林組合及び森林組合連合会の組合員、会員その他の利害関係人は、法第53条第1項又は第3項（これらの規定を法第109条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、一時役員若しくは代表理事の職務を行うべき者の選任を請求し、又は役員選挙し、若しくは選任するための総会の招集を請求しようとするときは、一時役員（代表理事）の職務を行うべき者選任（役員選挙（選任）総会招集）請求書（様式第10号の2）を所管する局長に提出しなければならない。

(設立の認可の申請)

第11条 組合の発起人は、法第78条第1項（法第100条第3項及び第109条第4項において準用する場合を含む。）の規定により設立の認可を申請しようとするときは、設立認可申請書（様式第12号）に、次に掲げる書類を添えて、知事（生産森林組合に係るものを除く。）又は所管する局長（生産森林組合に係るものに限る。）（以下「知事等」という。）に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

(6) 役員に就任する者の住所、氏名、組合員資格の内容及び経歴の概要を記載した書類

2 [略]

(解散の認可の申請)

添えて、所管する局長に提出しなければならない。

(1) 変更に係る条文の新旧対照表

(2) 変更理由書

(3) 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本

(組合員の請求に関する届出)

第9条 森林組合、生産森林組合（県の区域を超える区域を地区とする生産森林組合を除く。以下同じ。）及び森林組合連合会（以下「組合」という。）は、組合員（准組合員を除く。）又は会員（准会員を除く。）から法第52条、第56条及び第59条第2項（これらの規定を法第100条第2項及び第109条第3項において準用する場合を含む。）又は第65条第5項（法第100条第2項において準用する場合を含む。）の規定により総会若しくは総代会の招集、役員の変更又は参事若しくは会計主任の解任の請求を受けたときは、遅滞なくその請求書の写し及び当該請求に対する措置方針を記載した書類を添えて、その旨を所管する局長に届け出なければならない。

（一時役員等の職務を行うべき者の選任及び役員選挙又は選任のための総会招集の請求）

第9条の2 森林組合及び森林組合連合会の組合員、会員その他の利害関係人は、法第53条第1項又は第3項（これらの規定を法第109条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、一時役員若しくは代表理事の職務を行うべき者の選任を請求し、又は役員選挙し、若しくは選任するための総会の招集を請求しようとするときは、一時役員（代表理事）の職務を行うべき者選任（役員選挙（選任）総会招集）請求書（様式第10号の6）を所管する局長に提出しなければならない。

(設立の認可の申請)

第11条 組合の発起人は、法第78条第1項（法第100条第3項及び第109条第4項において準用する場合を含む。）の規定により設立の認可を申請しようとするときは、設立認可申請書（様式第12号）に、次に掲げる書類を添えて、知事（生産森林組合に係るものを除く。）又は所管する局長（生産森林組合に係るものに限る。）（以下「知事等」という。）に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

(6) 役員に就任する者の住所、氏名、組合員資格（森林組合連合会にあっては、会員資格）の内容及び経歴の概要を記載した書類

2 [略]

(解散の認可の申請)

第12条 [略]

2 法第9条第1項第3号に掲げる事業（以下「信託事業」という。）を行う森林組合、法第9条第2項第11号若しくは第101条第1項第13号に掲げる事業（以下「共済事業」という。）を行う森林組合若しくは森林組合連合会又は法第9条第7項若しくは第101条第6項に規定する事業（以下「林地処分事業」という。）を行う森林組合若しくは森林組合連合会が前項の申請をしようとするときは、第2条第3項、第3条第3項又は第4条第3項に規定する申請書及び書類を同時に提出しなければならない。

3・4 [略]

（解散の届出）

第13条 組合は、法第83条第1項第3号、第4号若しくは同条第4項（これらの規定を法第100条第4項において準用する場合を含む。）又は第108条の2第1項第3号、第4号、第6号、第7号若しくは同条第4項第3号の規定により解散したときは、解散した日から起算して2週間以内に次に掲げる書類を添えて、その旨を知事等に届け出なければならない。

（1）～（5） [略]

（6） 信託事業を行う森林組合にあつては、信託契約保有高及びその処理計画を記載した書類

（7） [略]

（代表清算人の就職届）

第14条 組合は、法第114条の規定により解散を命ぜられた場合において、代表清算人に係る登記を行ったときは、当該登記をした日から起算して2週間以内に次に掲げる書類を添えて、その旨を知事等に届け出なければならない。

（1）・（2） [略]

（3） 信託事業を行う森林組合にあつては、前条第6号に規定する書類

（4） [略]

第12条 [略]

2 法第9条第1項第3号若しくは第101条第1項第1号の3に掲げる事業（以下「信託事業」という。）、法第9条第2項第11号若しくは第101条第1項第13号に掲げる事業（以下「共済事業」という。）、法第9条第7項若しくは第101条第6項に規定する事業（以下「林地処分事業」という。）又は法第26条第1項若しくは第101条の2第1項に規定する事業（以下「森林経営事業」という。）を行う森林組合又は森林組合連合会が前項の申請をしようとするときは、第2条第3項、第3条第3項、第4条第3項又は第5条の2第3項に規定する申請書及び書類を同時に提出しなければならない。

3・4 [略]

（解散の届出）

第13条 組合は、法第83条第1項第3号、第4号若しくは同条第4項（これらの規定を法第100条第4項において準用する場合を含む。）又は第108条の2第1項第3号、第4号、第6号、第7号若しくは同条第4項第3号の規定により解散したときは、解散した日から起算して2週間以内に次に掲げる書類を添えて、その旨を知事等に届け出なければならない。

（1）～（5） [略]

（6） 信託事業を行う森林組合又は森林組合連合会にあつては、信託契約保有高及びその処理計画を記載した書類

（7） [略]

（8） 林地処分事業を行う森林組合又は森林組合連合会にあつては、林地処分事業契約保有高及びその処理計画を記載した書類

（9） 森林経営事業を行う森林組合又は森林組合連合会にあつては、自ら経営する森林の保有高及びその処理計画を記載した書類

（代表清算人の就職届）

第14条 組合は、法第114条の規定により解散を命ぜられた場合において、代表清算人に係る登記を行ったときは、当該登記をした日から起算して2週間以内に次に掲げる書類を添えて、その旨を知事等に届け出なければならない。

（1）・（2） [略]

（3） 信託事業を行う森林組合又は森林組合連合会にあつては、前条第6号に規定する書類

（4） [略]

（5） 林地処分事業を行う森林組合又は森林組合連合会にあつては、前条第8号に規定する書類

（6） 森林経営事業を行う森林組合又は森林組合連合会にあ

(合併の認可の申請)

第16条 [略]

2 森林組合及び森林組合連合会は、前項の場合において、その合併が理事会において議決されたものであるときは、前項各号(第3号を除く。)に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) [略]

(2) 法第84条の2第3項の規定による手続を終了したことを証する書類

(3) 法第84条の2第4項の規定による反対の意思の通知が行われなかったことを証する書類

3・4 [略]

第16条の2 法第84条第2項(法第100条第4項及び第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定により合併による組合の設立の認可を申請しようとするときは、法第85条第1項(法第100条第4項及び第109条第5項において準用する場合を含む。)に規定する設立委員(以下この項において「設立委員」という。)は、新設合併認可申請書(様式第15号)に、前条第1項第1号から第5号まで及び第8号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えて、知事等に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 設立委員が合併する組合の組合員(准組合員を除く。)であることの資格内容及び経歴の概要並びに設立委員であることを証する書類

(4) [略]

(5) 合併により設立する組合の役員に就任する者の住所、氏名、組合員資格の内容及び経歴の概要を記載した書類

2・3 [略]

(合併に伴う信託規程等の設定の承認の申請)

第17条 法第85条第1項に規定する設立委員は、法第10条第1項の規定により信託規程の承認を申請しようとするときは、合併に伴う信託規程設定承認申請書(様式第16号)に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

っては、前条第9号に規定する書類

(合併の認可の申請)

第16条 [略]

2 森林組合及び森林組合連合会は、前項の場合において、その合併が理事会において議決されたものであるときは、同項各号(第3号を除く。)に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) [略]

(2) 法第84条の2第3項(法第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定による手続を終了したことを証する書類

(3) 法第84条の2第4項(法第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定による反対の意思の通知が行われなかったことを証する書類

3・4 [略]

第16条の2 法第84条第2項(法第100条第4項及び第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定により合併による組合の設立の認可を申請しようとするときは、法第85条第1項(法第100条第4項及び第109条第5項において準用する場合を含む。)に規定する設立委員(以下この項において「設立委員」という。)は、新設合併認可申請書(様式第15号)に、前条第1項第1号から第5号まで及び第8号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えて、知事等に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 設立委員が合併する組合の組合員(准組合員を除く。)(森林組合連合会にあつては、会員(准会員を除く。))であることの資格内容及び経歴の概要並びに設立委員であることを証する書類

(4) [略]

(5) 合併により設立する組合の役員に就任する者の住所、氏名、組合員資格(森林組合連合会にあつては、会員資格)の内容及び経歴の概要を記載した書類

2・3 [略]

(合併に伴う信託規程等の設定の承認の申請)

第17条 法第85条第1項(法第109条第5項において準用する場合を含む。)に規定する設立委員(以下「設立委員」という。)は、法第10条第1項(法第109条第1項において準用する場合を含む。)の規定により信託規程の承認を申請しようとするときは、合併に伴う信託規程設定承認申請書(様式第16号)に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出

(1)～(5) [略]

2 法第85条第1項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）に規定する設立委員（以下「設立委員」という。）は、法第19条第1項（法第109条第1項において準用する場合を含む。）の規定により共済規定の承認を申請しようとするときは、合併に伴う共済規程設定承認申請書（様式第17号）に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

3 [略]

しなければならない。

(1)～(5) [略]

2 設立委員は、法第19条第1項（法第109条第1項において準用する場合を含む。）の規定により共済規程の承認を申請しようとするときは、合併に伴う共済規程設定承認申請書（様式第17号）に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

3 [略]

4 設立委員は、法第26条の3第1項（法第109条第1項において準用する場合を含む。）の規定により森林経営規程の承認を申請しようとするときは、合併に伴う森林経営規程設定承認申請書（様式第18号の2）に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

(1) 森林経営規程謄本

(2) 定款抄本

(3) 設立委員会の議事録の謄本又は抄本

(4) 合併する組合の森林経営事業実績書

(5) 合併により設立する組合の森林経営長期事業計画の概要書

（組織変更の認可の申請）

第17条の2 生産森林組合は、法第100条の8第1項又は第100条の16の規定により組織変更の認可を申請しようとするときは、株式会社又は合同会社への組織変更認可申請書（様式第18号の3）に、次に掲げる書類を添えて、所管する局長に提出しなければならない。

(1) 組織変更計画（法第100条の3第1項又は第100条の15第1項の組織変更計画をいう。以下同じ。）の内容を記載した書面又はその謄本

(2) 総会の議事録の謄本

(3) 法第100条の3第6項又は第100条の18において読み替えて準用する法第66条第1項に規定する財産目録及び貸借対照表並びに最近の損益計算書

(4) 法第100条の3第6項又は第100条の18において読み替えて準用する法第66条第2項又は第3項の規定による手続を終了したことを証する書面

(5) 株式会社又は合同会社の定款となるべきもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、所管する局長が必要と認める書類

<p>(提出書類の部数及び経由)</p> <p>第30条 [略]</p> <p>2 法及びこの規則の規定による書類の提出部数は、直接知事又は<u>局長</u>に提出するものにあつては1通、所管する局長を経由して知事に提出するものにあつては2通とする。</p> <p>様式第1号(第2条関係)</p> <p>[略]</p> <p>添付書類</p> <p>1～5 [略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第2号(第2条関係)</p> <p>[略]</p> <p>添付書類</p> <p>1～5 [略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第3号(第2条関係)</p> <p>[略]</p> <p>添付書類</p> <p>1～5 [略]</p> <p>注 合併により解散する森林組合が申請する場合には、3及び4の添付書類を省略しても差し支えありません。</p> <p>[略]</p>	<p>(提出書類の部数及び経由)</p> <p>第30条 [略]</p> <p>2 法及びこの規則の規定による書類の提出部数は、直接知事又は<u>広域振興局長</u>に提出するものにあつては1通、所管する局長を経由して知事に提出するものにあつては2通とする。</p> <p>様式第1号(第2条関係)</p> <p>[略]</p> <p>添付書類</p> <p>1～5 [略]</p> <p><u>備考 森林組合連合会が申請する場合には、「第10条第1項」を「第109条第1項において準用する同法第10条第1項」と記載してください。</u></p> <p>[略]</p> <p>様式第2号(第2条関係)</p> <p>[略]</p> <p>添付書類</p> <p>1～5 [略]</p> <p><u>備考 森林組合連合会が申請する場合には、「第10条第3項」を「第109条第1項において準用する同法第10条第3項」と記載してください。</u></p> <p>[略]</p> <p>様式第3号(第2条関係)</p> <p>[略]</p> <p>添付書類</p> <p>1～5 [略]</p> <p>注 合併により解散する森林組合又は<u>森林組合連合会</u>が申請する場合には、3及び4の添付書類を省略しても差し支えありません。</p> <p><u>備考 森林組合連合会が申請する場合には、「第10条第3項」を「第109条第1項において準用する同法第10条第3項」と記載してください。</u></p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>様式第3号の次に次の1様式を加える。</p> <p>様式第3号の2(第2条関係)</p>	

年 月 日

広域振興局長 様

住 所  
名 称



信託規程変更届出書

森林組合法第10条第4項の規定により、関係書類を添えて、信託規程の変更を届け出ます。

添付書類

- 1 変更に係る条文の新旧対照表
- 2 変更理由書
- 3 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本

備考 森林組合連合会が届け出る場合には、「第10条第4項」を「第109条第1項において準用する同法第10条第4項」と記載してください。

(A4)

様式第6号の次に次の1様式を加える。

様式第6号の2 (第3条関係)

年 月 日

広域振興局長 様

住 所  
名 称  
代表理事 氏 名 國

共済規程変更届出書

森林組合法第19条第4項の規定により、関係書類を添えて、共済規程の変更を届け出ます。

添付書類

- 1 変更に係る条文の新旧対照表
- 2 変更理由書
- 3 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本

備考 森林組合連合会が届け出る場合には、「第19条第4項」を「第109条第1項において準用する同法第19条第4項」と記載してください。

(A4)

様式第9号の次に次の1様式を加える。

様式第9号の2 (第4条関係)

年 月 日

広域振興局長 様

住 所  
名 称  
代表理事 氏 名 印

### 林地処分事業実施規程変更届出書

森林組合法第24条第4項の規定により、関係書類を添えて、林地処分事業実施規程の変更を届け出ます。

#### 添付書類

- 1 変更に係る条文の新旧対照表
- 2 変更理由書
- 3 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本

備考 森林組合連合会が届け出る場合には、「第24条第4項」を「第109条第1項において準用する同法第24条第4項」と記載してください。

(A4)

様式第10号の2を様式第10号の6とし、様式第10号の次に次の4様式を加える。

様式第10号の2（第5条の2関係）

年 月 日

広域振興局長 様

住 所  
名 称  
代表理事 氏 名 印

### 森林経営規程設定承認申請書

森林組合法第26条の3第1項の規定により、関係書類を添えて、森林経営規程の承認を申請します。

#### 添付書類

- 1 森林経営規程謄本
- 2 総会若しくは総代会又は創立総会の議事録の謄本又は抄本
- 3 定款抄本
- 4 森林経営長期事業計画の概要書
- 5 前年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書

備考 森林組合連合会が申請する場合には、「第26条の3第1項」を「第109条第1項において準用する同法第26条の3第1項」と記載してください。

(A4)

様式第10号の3（第5条の2関係）

年 月 日

広域振興局長 様

住 所  
名 称  
代表理事 氏 名 印

森林経営規程変更承認申請書

森林組合法第26条の3第3項の規定により、関係書類を添えて、森林経営規程の変更の承認を申請します。

添付書類

- 1 変更に係る条文の新旧対照表
- 2 変更理由書
- 3 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本
- 4 前年度の森林経営事業の実績及び申請時の自ら経営する森林の保有高を記載した書類
- 5 森林経営長期事業計画書

備考 森林組合連合会が申請する場合には、「第26条の3第3項」を「第109条第1項において準用する同法第26条の3第3項」と記載してください。

(A4)

様式第10号の4 (第5条の2関係)

年 月 日

広域振興局長 様

住 所  
名 称  
代表理事 氏 名 印

森林経営規程廃止承認申請書

森林組合法第26条の3第3項の規定により、関係書類を添えて、森林経営規程の廃止の承認を申請します。

添付書類

- 1 廃止理由書
- 2 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本
- 3 前年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書
- 4 最近の合計残高試算表
- 5 申請時の自ら経営する森林の保有高及びその処理計画を記載した書類

注 合併により解散する森林組合又は森林組合連合会が申請する場合には、3及び4の添付書類は省略しても差し支えありません。

備考 森林組合連合会が申請する場合には、「第26条の3第3項」を「第109条第1項において準用する同法第26条の3第3項

」と記載してください。

(A4)

様式第10号の5 (第5条の2関係)

年 月 日

広域振興局長 様

住 所  
名 称  
代表理事 氏 名 印

森林経営規程変更届出書

森林組合法第26条の3第4項の規定により、関係書類を添えて、森林経営規程の変更を届け出ます。

添付書類

- 1 変更に係る条文の新旧対照表
- 2 変更理由書
- 3 総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本

備考 森林組合連合会が届け出る場合には、「第26条の3第4項」を「第109条第1項において準用する同法第26条の3第4項」と記載してください。

(A4)

改正前	改正後
様式第12号 (第11条関係) [略] 添付書類 1～5 [略] 6 役員に就任する者の住所、氏名、組合員資格の内容及び経歴の概要を記載した書類  [略]	様式第12号 (第11条関係) [略] 添付書類 1～5 [略] 6 役員に就任する者の住所、氏名、組合員資格 <u>(森林組合連合会にあっては、会員資格)</u> の内容及び経歴の概要を記載した書類  [略]
様式第14号 (第16条関係) [略] 添付書類 1～9 [略] 10 法第84条の2第3項の規定による手続を終了したことを証する書類  11 法第84条の2第4項の規定による反対の意思の通知が行われなかったことを証する書類	様式第14号 (第16条関係) [略] 添付書類 1～9 [略] 10 法第84条の2第3項 <u>(法第109条第5項において準用する場合を含む。)</u> の規定による手続を終了したことを証する書類  11 法第84条の2第4項 <u>(法第109条第5項において準用する場合を含む。)</u> の規定による反対の意思の通知が行われなかったことを証する書類

<p>12～14 [略] [略] 様式第15号（第16条の2関係） [略] 添付書類 1～8 [略] 9 設立委員が合併する組合の組合員（准組合員を除く。）であることの資格内容及び経歴の概要並びに設立委員であることを証する書類  10 [略] 11 合併により設立する組合の役員に就任する者の住所、氏名、組合員資格の内容及び経歴の概要を記載した書類  12～14 [略] [略] 様式第16号（第17条関係） [略] 添付書類 1～5 [略]  [略]</p>	<p>12～14 [略] [略] 様式第15号（第16条の2関係） [略] 添付書類 1～8 [略] 9 設立委員が合併する組合の組合員（准組合員を除く。）<u>（森林組合連合会にあつては、会員（准組合員を除く。））</u>であることの資格内容及び経歴の概要並びに設立委員であることを証する書類  10 [略] 11 合併により設立する組合の役員に就任する者の住所、氏名、組合員資格<u>（森林組合連合会にあつては、会員資格）</u>の内容及び経歴の概要を記載した書類  12～14 [略] [略] 様式第16号（第17条関係） [略] 添付書類 1～5 [略] <u>備考 森林組合連合会の合併に係る設立委員が申請する場合には、「第10条第1項」を「第109条第1項において準用する同法第10条第1項」と記載してください。</u>  [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

様式第18号の次に次の2様式を加える。

様式第18号の2（第17条関係）

年 月 日

広域振興局長 様

設立する組合の住所

設立する組合の名称

住 所

設立委員 氏 名<sup>㊟</sup>

（設立委員全員が記名押印すること。）

合併に伴う森林経営規程設定承認申請書

森林組合法第26条の3第1項の規定により、関係書類を添えて、森林経営規程の承認を申請します。

添付書類

- 1 森林経営規程謄本
- 2 定款抄本
- 3 設立委員会の議事録の謄本又は抄本
- 4 合併する組合の森林経営事業実績書
- 5 合併により設立する組合の森林経営長期事業計画の概要書

備考 森林組合連合会の合併に係る設立委員が申請する場合には、「第26条の3第1項」を「第109条第1項において準用する同法第26条の3第1項」と記載してください。

(A4)

様式第18号の3（第17条の2関係）

年 月 日

広域振興局長 様

住 所  
名 称  
代表理事 氏 名 印

株式会社又は合同会社への組織変更認可申請書

森林組合法第100条の8第1項又は第100条の16の規定により、関係書類を添えて、組織変更の認可を申請します。

添付書類

- 1 組織変更計画の内容を記載した書面又はその謄本
- 2 総会の議事録の謄本
- 3 森林組合法第100条の3第6項又は第100条の18において読み替えて準用する同法第66条第1項に規定する財産目録及び貸借対照表並びに最近の損益計算書
- 4 森林組合法第100条の3第6項又は第100条の18において読み替えて準用する同法第66条第2項又は第3項の規定による手続を終了したことを証する書面
- 5 株式会社又は合同会社の定款となるべきもの
- 6 1から5までに掲げるもののほか、所管する局長が必要と認める書類

(A4)

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の森林組合法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の森林組合法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。